

「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q & A」の改訂等について

- 「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q & A」について、以下の改訂を行った上で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する対象会計年度対応分としました。

次の Q & A を追加しました。

Q16(2) 構成会社等が恒久的施設等を有する場合の移行期間 CbCR セーフ・ハーバー
における調整

また、次の Q & A について改訂を行いました。

Q13 実質ベース所得除外額のうち特定費用の額の範囲

Q16(1) 移行期間CbCRセーフ・ハーバーにおける措法第66条の4の4第1項の国別報告事項の意義

その他上記の追加に伴う番号の変更等を行っています。

- 令和 7 年度の税制改正等を踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に開始する対象会計年度対応分の「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する Q & A」を新設しました。